

議案第 1 1 5 号

京丹後市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

京丹後市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 2 年 8 月 2 8 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 1 1 年厚生省令第 3 8 号）及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成 3 0 年厚生労働省令第 4 号）の一部が改正されたことに伴い、本条例に規定する指定居宅介護支援事業所の管理者要件及び経過措置について、改正省令との整合性を図るため、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

京丹後市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年京丹後市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ（3）に規定する」を削る。

附則中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「、第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所であって、同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者（以下「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものについては、第6条第2項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第2項にただし書を加える改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

京丹後市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成30年京丹後市条例第17号)新旧対照表

現行	改正案
<p>京丹後市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成30年3月29日 条例第17号</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1条～第5条 (略) (管理者)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員_____でなければならない。_____</p> <p>3 (略)</p> <p>第7条～第33条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2 <u>平成33年3月31日</u>までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を第6条第1項に規定する管理者とすることができる。</p>	<p>京丹後市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成30年3月29日 条例第17号</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1条～第5条 (略) (管理者)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。<u>ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)</u>を前項に規定する管理者とすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第7条～第33条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2 <u>令和9年3月31日</u>までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員(_____主任介護支援専門員を除く。)を第6条第1項に規定する管理者とすることができる。</p> <p>3 <u>令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「、第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所であって、同日において当該事業所における第6条</u></p>

現行	改正案
<p>(京丹後市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)</p> <p><u>3</u> (略)</p>	<p><u>第1項に規定する管理者(以下「管理者」という。)が、主任介護支援専門員でないものについては、第6条第2項」と、「介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第6条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。</u></p> <p>(京丹後市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第2項にただし書を加える改正規定は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>